

「国家的に重要な研究開発の事前評価」 のフォローアップについて（案）

総合科学技術会議では、内閣府設置法第 26 条第 1 項第 3 号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を実施している。

評価の実施に関しては、平成 17 年 10 月 18 日の総合科学技術会議における決定事項として、新規の大規模研究開発については事前評価を行うこととされている。さらに、この事前評価を実施した研究開発については、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行うこととされている。

これに基づき総合科学技術会議は、下記 1 の研究開発について平成 18 年度に事前評価を実施した。今般、これらの研究開発が開始後約 1 年を経過したことから、フォローアップとして、現時点における研究開発の実施状況や、事前評価において示された指摘事項への対応状況等を確認し今後の改善に資する。

記

1. 対象研究開発・担当府省

研究開発名	府省名
ターゲットタンパク研究プログラム	文部科学省
太陽エネルギー・システムフィールドテスト事業	経済産業省

2. フォローアップの方法

総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発を対象に、評価専門調査会において、関係府省等からのヒアリングを実施することにより、評価結果の反映・活用状況、及びその問題点等を把握

する。これに基づき、今後の研究開発の推進や、国家的に重要な研究開発の事前評価方法の改善に資するよう、フォローアップ結果をとりまとめる。

3. 調査・検討の体制及び日程

評価専門調査会において、以下のとおり実施する。

【7月】

- 関係府省等からのヒアリング
対象研究開発について順次ヒアリングを行い、対応状況等を確認・検討する。
- コメントの提出
議員・専門委員よりコメントの書面提出を受け、事務局が整理する。

【9月初旬】

- 関係府省等からの追加ヒアリング
必要に応じて実施する。
- フォローアップ結果の検討、とりまとめ

4. ヒアリング項目

- ① 研究開発の概要(目的、研究開発の体制・計画及び経費、取組状況、今後の予定等)
- ② 事前評価における指摘事項等への対応状況
- ③ その他

ヒアリングは、総合科学技術会議における事前評価の結果が、研究開発の実施計画や運営体制の改善等に適切に反映されているかを確認することを基本目的として実施する。